

- 2面 区政60周年記念シンポジウム
- 2面 「夜間対応型訪問介護」を開始
- 4面 医療保険制度のしくみ
- 4面 国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

### ●街路樹の維持管理における4つの基本的な方針

- 1 緑量の確保と増大  
街路樹をできるだけ大きくします。
- 2 多彩な構成による街路樹網の形成  
街路樹以外の公園等の緑と連携させます。
- 3 樹種ごとの特性・魅力の尊重  
新緑や紅葉、花木の花を楽しめるような管理をします。
- 4 街路樹管理の協働  
道のサポーターや落葉清掃等、住民の皆さんと区が協働する取り組みを拡充します。

### ●道路の特性や樹木の形態に応じて管理する6つのタイプ

- 1 準幹線道路…樹形が統一された並木の形成を図ります。
- 2 アプローチ道路…街並みのデザインとの調和を進めます。
- 3 サクラ堤…サクラの育成を良好に保つ樹木管理を進めます。
- 4 繁華街道路…個々の樹木の健全な育成に努めます。
- 5 地域内道路…近隣住民に親しまれる樹木管理を進めます。
- 6 スポットの緑…ランドマーク(象徴)になるような樹木管理を進めます。

### ●街路樹の魅力をアップさせる具体的な取り組み

- 1 緑量を豊かにするため、目標樹形(右下図)を定めて切り過ぎないせん定を行います。
- 2 花や紅葉を楽しめるよう、適切な時期でのせん定を行います。

#### 落葉時期の対応

街路樹の状況に応じて、伸びすぎた枝を落とし、風通しを良くするせん定を夏から秋に実施して、落ち葉の量を減らす工夫を行います。

区でも、落葉時期の道路清掃をできるだけ行いますが、沿道の皆さんにはご理解いただき、落葉清掃等へのご協力をお願いします。

#### 《道のサポーターを募集中》

落ち葉などの清掃、木や花の水やり等、区と一緒に道路を管理していただく「道のサポーター」を募集しています。詳しくは、土木課施設管理係までお問い合わせください。

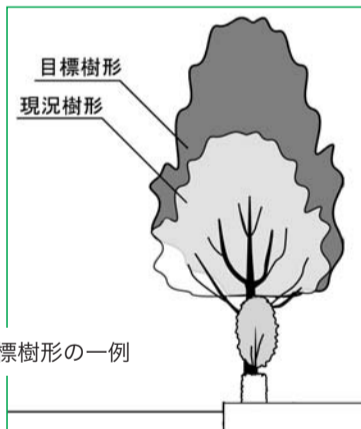


## りっぱな街路樹運動を進めています

### 街路樹管理指針を作成しました

新宿区では、「歩きたくなるまち新宿」を目指し、これまで道路の付属物として扱われてきた街路樹を都市の骨格として位置付け、まちにうるおいと快適さをもたらす空間づくりを行います。

【問合せ】土木課施設管理係(本庁舎7階) ☎(5273)3914へ。



目標樹形の一例



●「新宿区街路樹管理指針」は、3月以降、土木課・道路公園事務所・特別出張所で配布します。

### 住み替えの費用を一部助成します

●助成を希望する方は、住み替え前にお問い合わせください

【申請・問合せ】住宅課住宅係(第1分庁舎6階) ☎(5273)3567へ。

#### ◎子育て世帯の方へ～賃貸契約前に区に予定登録申請が必要です

区の内外から区内民間賃貸住宅に住み替える子育て世帯に、転居に掛かる費用の一部を助成します。

【助成金額】▶転入…契約時の礼金、権利金、仲介手数料の合計(36万円を限度)と引っ越しに掛かった実費(20万円を限度)、▶転居…転居による家賃の上昇分(月額25,000円を限度)を2年間助成

【主な申込資格】①義務教育修了前の子どもを扶養している、②住み替え先の区内賃貸住宅の家賃が月額18万円以下で

ある(2親等以内の親族が所有する住宅・公的住宅・社宅等の給与住宅を除く。転居への助成は転居後の住宅の面積に要件あり)、③世帯全員の年間総所得が530万円以下(被扶養者1人の場合)であるなどの条件をすべて満たしていること。

【申請方法】住み替え先の民間賃貸住宅を契約する前に「予定登録申請」が必要です(契約済の場合は申請できません)。このほかにも、申請について細かな規定がありますので、ご希望の方は必ずお問い合わせください。随時受け付けますが、助成世帯数が予定数に達した場合は受け付けを終了します。

#### ◎高齢者世帯・障害者世帯・ひとり親家庭の方へ～賃貸契約前に区に予定登録申請が必要です

現在住んでいる民間賃貸住宅から、取り壊し・売却・賃貸事業の廃止などにより立ち退きを求められ、区内の民間賃貸住宅に転居する場合に、転居による家賃の上昇分の一部を助成します。

【対象】①65歳以上の一人暮らし世帯、または65歳以上の方を含む60歳以上の方のみの世帯、②身体障害者手帳4級以上・愛の手帳3度以上・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方を含む世帯、③18歳未満の児童と、児童の父・母・養育者のいずれかの方のみの世帯

【助成金額】単身世帯は36万円を限度に、2人以上の世帯は54万円を限度に一括支給

【主な申込資格】①おおむね6か月以内の立ち退きを求められている、②現在住んでいる民間賃貸住宅に引き続き1年以上居住している、③世帯の年間収入額が321万6千円以下(単身世帯の場合)である、④立ち退き補償金が321万6千円以下である、⑤転居前後の民間賃貸住宅の家主が、いずれも2親等以内の親族でない、⑥本制度以外の家賃等助成制度を受給中でないなどの条件をすべて満たしていること。

【申請方法】2段階の手続きが必要です。▶第1段階(予定登録申請)…転居先の住宅を契約する前に申請してください(契約後は申請できません)。予定登録の有効期限は6か月です。▶第2段階(支援申請)…契約、引っ越し、転居届のすべてが完了してから、予定登録の有効期限内に申請してください。